

高知県婚活交通費等助成制度 実施要領

(目的)

第1条 この要領は、出会いや結婚への支援を希望する独身者に対する「出会いの機会の創出」を目的とした高知県婚活交通費等助成制度(以下「本制度」という。)として、県外在住の独身者が高知県内で婚活等を行った際に、県外の住所地から県内の目的地までの移動に要した経費の一部を助成するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 「県外在住の独身者」とは、高知県へのU・Iターンを検討している高知県以外に居住する独身の者をいう。

(2) 「婚活等」とは、次に掲げるものに参加することをいう。

ア 高知県が運営するマッチングサイト「高知で恋しよ!!マッチング」の会員としてお引き合わせの実施

イ 高知県が運営するイベントサイト「高知で恋しよ!!イベント」の会員として当該サイトに掲載している婚活イベントへの参加

ウ 高知県が開催する「メタバース交流会」の婚活イベントにおいて、リアルイベントへの参加

エ 婚活サポーター制度の相談者としてお引き合わせの実施

(助成対象等)

第3条 助成対象は、当該年度の4月1日から3月10日の間に行われる婚活等で、当該期間内に助成金の額を確定できたものに限る。ただし、期間終了前であっても、予算の上限額に達した場合、本事業は終了となる。

(助成対象者、助成対象経費及び助成限度額等)

第4条 助成対象者、助成対象経費及び助成限度額等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された助成額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(事業実施方法)

第5条 本事業の申請受付から助成金の支払までの業務は、県からの委託により実施するものとし、受託事業者は、事務局を設置して業務を行うものとする。

(助成金の申請手続)

第6条 助成を受けようとする者は、婚活等の実施から30日を経過する日又は婚活等の実施日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、次の(1)から(6)に掲げる書類を事務局に提出しなければならない。

(1) 助成申請書(別記様式1)

(2) 申請者の生年月日を証明する書類

(3) 領収書および明細書等

(4) 振込先銀行口座(本人名義に限る)の通帳の写し

通帳がない場合は、銀行名、支店名、口座種別、口座番号、カナ名義が確認できるもの

(5) 婚活等に参加したことを証明する書類(ただし、第2条第2号ア～ウは提出不要)

(6) 市町村等から同趣旨の助成を受けた場合は、その内容が分かるもの

(助成の決定及び助成金額の確定)

第7条 受託事業者は、前条の規定による助成の申請を受理したときは、申請書類を審査し、適当であると認めるときは助成金の額を確定し、申請者に通知するとともに、助成金を支払うものとする。

(助成の条件)

第8条 助成を受けようとする者は、本要領の規定に従わなければならない。

2 別表第2に該当する者は、助成の対象としない。

(助成の決定の取消し及び返還)

第9条 知事は、申請者が次の各号のいずれか又は別表第2のいずれかに該当すると認められた場合は、助成の決定及び助成額の確定の有無にかかわらず、助成の決定の全部又は一部を取り消し、既に支払った助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要領の規定に違反した場合

(2) 法令若しくはこの要領の規定又は法令若しくはこの要領の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合

(3) 不正又は虚偽の申請により助成の決定を受けた場合

(4) 本事業に関して不正その他不適当な行為をした場合

(情報の開示)

第10条 本事業に関して高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行うものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

助成対象者	助成対象となる婚活等	助成対象経費 ※領収書等で確認できる経費のみ	助成限度額		助成回数	注意事項
<p>○高知県以外に居住する独身の者</p> <p>○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)もしくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないことまたは暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しないこと</p>	<p>○県内で行われる以下の婚活</p> <p>ア 高知で恋しよ!!マッチングによるお引き合わせの実施</p> <p>イ 高知で恋しよ!!イベントサイトに掲載している婚活イベントへの参加</p> <p>ウ 高知県主催のメタバース交流会への参加</p> <p>エ 婚活サポーター制度によるお引き合わせの実施</p> <p>※アは高知で恋しよ!!マッチング会員の登録、イ・ウは高知で恋しよイベント会員の登録、エは婚活サポーター相談者の登録が必要</p>	<p>(1)交通費</p> <p>○高速バス、空港連絡バス、路線バス</p> <p>○鉄道の乗車券や急行券、特急券、指定席券</p> <p>○航空機</p> <p>○自動車を利用した場合の高速道路の利用料金</p> <p>○電車</p> <p>○旅客船</p> <p>※県外の居住地から県内の目的地までの間を移動するために要した往復の交通費(経済的かつ合理的であると認められる経路に限る)</p> <p>※企業、地方自治体、その他の機関から同様の助成を受けている場合は、当該助成金等の額を本事業の助成金額から除外する</p> <p>【対象外の経費】</p> <p>○取消料、キャンセル料</p> <p>○(鉄道)グリーン車利用料金</p> <p>○(航空機)国内線プレミアムシート</p> <p>○(車両)燃料代、レンタル料等</p>	定額	<p>1回の訪問に付き、居住する都道府県から高知県内の目的地までの、往復移動に要する費用の半額相当額を助成</p> <p>北海道/東北/沖縄 32,000円 関東/中部 25,000円 近畿/九州 15,000円 中国/四国 5,000円</p> <p>※交通費と宿泊費を含むパッケージ商品を利用する場合、宿泊費上限3千円を差し引いた額を交通費として算出する。</p>	<p>制限しない</p> <p>※対象期間内は何回でも申請可能です。</p>	<p>別紙のとおり</p>
		<p>(2)宿泊費</p> <p>高知県以外に居住する独身者が、県内での婚活等のために移動し、県内で宿泊する際に要した経費</p>	定額	<p>1泊当たり3,000円を上限とする。</p> <p>※1回の申請につき宿泊施設1泊分のみ対象</p>		

別紙

注意事項

- ・ 経済的かつ合理的であると認められる経路であり、かつ領収証及び明細書により証明できる金額を対象とする。※MapFan (<https://mapfan.com/>) による検索結果を基準とする。
- ・ 複数の訪問先がある場合は、居住地から最初の訪問先への移動と最後の訪問先から居住地までの移動に要した交通費を対象とする。
- ・ 交通費と宿泊費を含むパッケージ商品を利用する場合、宿泊費上限3千円を差し引いた額を交通費として算出する。
- ・ ポイントやマイルによる支払分、ガソリン代、レンタカー代、タクシー代、チケット購入にかかる手数料、その他オプション代等は対象外。新幹線、JR 在来線特急のみ指定席料金は対象とする。
- ・ ポイントで支払われた利用料等は対象外とする。
- ・ 領収書等の金額が上限額に満たない場合は、当該額を上限とする。
- ・ 助成金額に千円未満の端数が生じる場合は、千円未満を切り捨てる。
- ・ 1回の高知県内訪問に対して、他の交通費支給制度等との併給は不可とする。
- ・ 市町村等から既に同趣旨の助成を受けた場合は、当該助成金等の額を本事業の助成金額から控除する。当該助成金の有無について、事務局から市町村等に確認する場合がある。
- ・ 申請から振込まで、2ヵ月程度かかる場合がある。
- ・ 申請や提出書類の不備等により事務局から連絡する場合がある。
- ・ 助成金の総額が予算額に達した場合は、その時点で受付終了とする。
- ・ 予告なく当制度の内容を変更（対象イベントの追加など）することがある。

別表第2(第8条 - 第9条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の助成者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記様式1 (第6条関係)

高知県婚活交通費等助成金申請書

令和 年 月 日

高知県婚活交通費等助成金委託業務事務局 様

高知県出会い結婚支援事業による交通費助成金を次のとおり申請します。

1 申請者 ※全ての欄に記載がないとお支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

氏名		生年月日		性別	
現住所	〒				
電話番号		Eメール			
参加した婚活名		参加した婚活の日時			
対象金額(a)		既助成金額(b)			
申請金額(a)-(b)		既助成金額の申請先			

2 添付書類(書類がそろっていないと、お支払いができない場合がありますのでご注意ください。)

- 申請者の居住地を証明する書類
- 申請者の生年月日を証明する書類
- 交通費・宿泊費を証明する領収書等(宛名は本人) ※金額と利用者が分かるもの
※添付された書類で確認できる範囲でしかお支払いができませんので、ご注意ください。
※添付書類に係る詳細はホームページのよくある質問をご覧ください。
- 振込先銀行口座(本人名義に限る)の通帳の写し
※通帳の見開き1ページ目(銀行名、名義人氏名、口座番号が記載されたページ)
- 婚活等に参加したことを証明する書類(ただし、第2条2号(ア)～(ウ)は提出不要)
- 市町村等から同趣旨の助成を受けた場合は、その内容が分かるもの

3 誓約 ※を記入してください。

- 申請書類の内容に虚偽や不正等はありません。
- 申請書類に関して虚偽、不正等が判明した場合は、助成金を返還します。